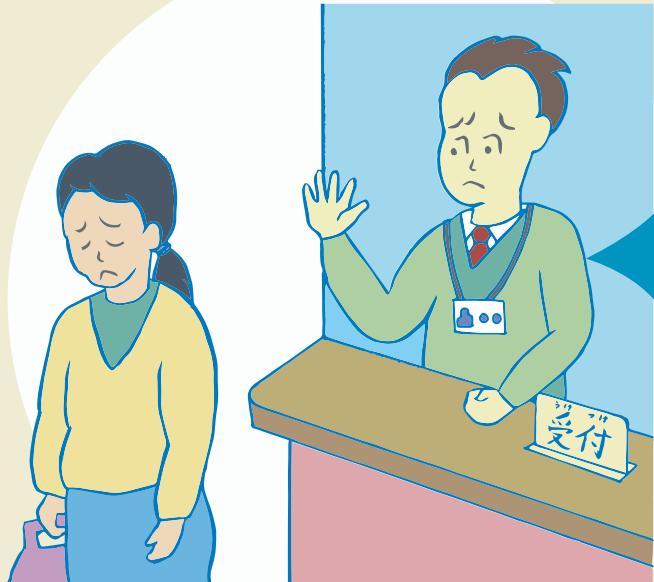


ふとう さべつ てきとりあつか  
不当な差別的取扱いは  
きんし 禁止されています！

しょうがい ひとたい せいとう りゆう じょうがい  
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害  
りゆう ていきょう きょひ を理由として、サービスの提供を拒否すること  
や、サービスの提供にあたって場所や時間帯など  
せいげん じょうけん せうがい ひと きんし を制限すること、障害のない人にはつけない  
条件をつけることなどが禁止されます。

せいとう りゆう はんだん ばあい じょうがい  
正当な理由があると判断した場合は、障害のあ  
ひと りゆう せつめい りかい え つと る人にその理由を説明し、理解を得るよう努め  
たいせつ ることが大切です。

ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい  
〈不当な差別的取扱いの具体例〉



うけつけ たいおう きょひ  
受付の対応を拒否する。

ほんにん むし  
**本人を無視して**  
かいじょしゃ しえんしゃ  
**介助者や支援者、**  
つそそひと  
**付き添いの人だけに**  
はな  
**話しかける。**

